

令和2年4月28日

保護者様

兵庫県立神戸北高等学校

校長 長澤 和弥

臨時休業延長に伴う授業料及び学校徴収金（諸会費等）の取扱について

標題のことについて、当面の間は下記の通りに取り扱います。趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 授業料について

休業中のため学校での授業は行われていませんが、学校においては休業中の家庭学習の支援や臨時休業後の補習体制の検討・準備などの役務の提供を行っています。

授業料は、「教育活動に必要な手数料として学校設置者の権限と責任において適切に運用を行う性質のものであることから、返還が生じるものでない」と文部科学省の見解が示されていることから、当初の案内通り、6月・9月・11月・2月の4期日に口座振替により徴収します。

ただし今後の情勢の変化により、兵庫県より条例改正等の通知があった場合、追ってお知らせいたします。

2 学校徴収金（諸会費等）について

諸会費は、生徒が学校等で行う様々な活動に必要な費用について、1年間に必要な額を分割してご家庭からお預かりし、学校が用途に応じて執行していく経費です。

現在は休業中で学校に登校していませんが、休業中の家庭学習の支援などで受益者負担となるものや、学校活動が再開してから必要となる経費もあることから、現在お知らせしております各年次の徴収金額を、予定通り引き落としさせていただきます。

ただし、学年末にはそれぞれの費目ごとに精算を行い、返金等のご案内をさせていただきます。